

# 短期入所生活介護事業運営規定

社会福祉法人 愛心会  
短期入所生活介護  
ロイヤル千葉グリーンホーム

# 短期入所生活介護事業運営規定

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛心会が開設する短期入所生活介護 ロイヤル千葉グリーンホーム（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業に実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 短期入所生活介護 ロイヤル千葉グリーンホーム
- （2）所在地 千葉県千葉市緑区あすみが丘東 2-21-1

## （職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）施設長 1人  
常勤にて施設の職務に従事し、施設従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 1人  
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- （3）介護職員 常勤換算で31人以上（本体施設と併せ）  
入所者の日常生活の介護業務を行う。
- （4）看護職員 常勤換算で3人以上（本体施設と併せ）  
入所者の保健衛生及び看護業務を行う。
- （5）生活相談員 1人（本体施設と併せ）  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- （6）管理栄養士（栄養士） 1人（本体施設兼務）  
食事の献立作成、カロリー計算、入所者に対する栄養指導を行う。
- （7）機能訓練指導員 1人（本体施設兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- （8）事務職員 1名（本体施設と兼務）  
施設事務の業務を行う。
- （9）調理員 常勤換算で4人以上（本体施設兼務）  
食事の調理、及び厨房内の衛生維持・管理を行う。

## （利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。ただし、虐待などのケースについては災害時における超過定員と同様の取扱い（定員超過の上限を定めない）とする。

## （短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者への入浴をさせ、又は清拭する。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者について、オムツを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護に従事させる。
- 6 常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。食事の時間は概ね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分から
- (2) 昼食 午前12時00分から
- (3) 夕食 午後5時30分から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止する為の訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受け取る利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 送迎に関する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
- (2) 食費(朝食:450円、昼食:850円、夕食:500円)
- (3) 滞在費(1日あたり2,750円)

介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は当該認定証に記載された各負担限度額とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち利用者が負担することが適当と認められるもの

(5) 電気代 お持込の電化製品1品につき、1日あたり100円

(6) 事務手数料 1日あたり50円

4 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。又変更する場合も同様とする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、千葉市、大網白里市、東金市・茂原市・市原市(一部地域)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等に使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規定に定めるものの他、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(自然災害発生時における業務継続計画)

第15条 自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を実施する。

- 2 大地震等の自然災害や感染症の蔓延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制を掲示する。

(勤務体制の確保)

第17条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護従業者の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理)

第17条 短期入所生活介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第18条 提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第19条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をする。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月1日から改定実施する。

この規定は、平成27年4月1日から改定実施する。

この規定は、平成29年4月1日から改定施行する。

この規定は、平成30年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和3年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 介護予防短期入所生活介護事業運営規定

社会福祉法人 愛心会  
短期入所生活介護  
ロイヤル千葉グリーンホーム

# 介護予防短期入所生活介護事業運営規定

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛心会が開設する短期入所生活介護 ロイヤル千葉グリーンホーム（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態（要支援1、2）にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業に実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 短期入所生活介護 ロイヤル千葉グリーンホーム
- （2）所在地 千葉県千葉市緑区あすみが丘東 2-21-1

## （職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）施設長 1人  
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 1人  
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- （3）介護職員 常勤換算31人以上（本体施設と併せ）  
入所者の日常生活の介護業務を行う。
- （4）看護職員 常勤換算で3人以上（本体施設と併せ）  
入所者の保健衛生及び看護業務を行う。
- （5）生活相談員 1人（本体施設兼務）  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- （6）管理栄養士（栄養士） 1人（本体施設兼務）  
食事の献立作成、カロリー計算、入所者に対する栄養指導を行う。
- （7）機能訓練指導員 1人（本体施設兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- （8）事務職員 1名（本体施設と兼務）  
施設事務の業務を行う。
- （9）調理員 常勤換算で4人以上（本体施設兼務）  
食事の調理、及び厨房内の衛生維持・管理を行う。

## （利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。

## （介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者への入浴をさせ、又は清拭する。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者について、オムツを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護に従事させる。
- 6 常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。食事の時間は概ね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分から
- (2) 昼食 午前12時00分から
- (3) 夕食 午後5時30分から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止する為の訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- (2) 食費（朝食：450円、昼食：850円、夕食：500円）
- (3) 滞在費（1日あたり2,750円）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は当該認定証に記載された各負担限度額とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち利用者が負担することが適当と認められるもの

- (5) 電気代 お持込の電気製品1品につき、1日あたり100円
- (6) 事務手数料 1日あたり50円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、千葉市、大網白里市、東金市、茂原市・市原市（一部地域）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等に使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規定に定めるものの他、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(自然災害発生時における業務継続計画)

第15条 自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を実施する。

2 大地震等の自然災害や感染症の蔓延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制を掲示する。

(勤務体制の確保)

第17条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制を定める。

2 介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理)

第18条 介護予防短期入所生活介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第19条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止ための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をする。

3 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

4 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月1日から改定実施する。

この規定は、平成27年4月1日から改定実施する。

この規定は、平成29年4月1日から改定実施する。

この規定は、平成30年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和3年4月1日から改定実施する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

# 重 要 事 項 説 明 書

## 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建て

(2) 建物の延べ床面積 4,633.86㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔指定介護老人福祉施設〕 平成25年1月1日指定 千葉市 1270501545号 定員80名

〔指定通所介護事業所〕 平成25年1月1日指定 千葉市 1270501552号

〔指定居宅介護支援事業所〕 平成25年1月1日指定 千葉市 1270501578号

## 2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

(1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

(3) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(4) ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(5) ご契約者に対する虐待防止ため、別途定める高齢者虐待防止のための指針に基づき、取り組んでいきます。

(6) ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

(7) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 3. 施設サービスの特徴

### (1) 運営の方針

・管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。

・利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業に実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (2) 施設利用にあたっての留意事項

・面会は、午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始・お盆等も含む)(※施設行事により面会時間を変更する場合があります)。

・外出・外泊は、届出があればいつでも可能です。

・館内は、すべて禁煙です。

- ・設備・器具の利用は、職員にお尋ねください。
- ・金銭・貴重品の管理は、なるべく持ち込まないでください。
- ・所持品の持ち込みは、最小限のものでお願いします。
- ・施設外での受診は、原則として施設の協力指定病院で受診します。それ以外の場所をご家族で責任を持ってお願いします。
- ・居室に関しては、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、毎回同じ居室のご利用ではなく複数箇所の居室をご利用していただくこともございます。

#### 4. 非常災害対策

- ・災害時の対応                      自衛消防組織・地域消防署の協力により緊急対応します。
- ・防災設備                              スプリンクラー・非常火災通報設備・館内消火栓
- ・防火責任者                          山川 慶彦

#### 5. 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### 6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

#### 事業者

「事業者名」 社会福祉法人愛心会 短期入所生活介護 ロイヤル千葉グリーンホーム

「住 所」 千葉市緑区あすみが丘東 2-21-1

「代表者名」 施設長 榊田 貴美子 ㊞

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和        年        月        日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印